

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理 事 長 二宮立美
副理事長 阿知波彦次、鈴木あや子
理 事 二宮邦子、光行 実、戸田喜久子、中西真弓、新美千晴、長坂治樹、
相澤ヤス子、伊東いく、門脇美佳、長坂祐子、田中義國
監 事 鷹野恒久、久米繁治
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成24年4月30日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成23年3月31日までとする。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
(1) 正会員 年会費 6,000円
(2) 普通会員 年会費 3,000円
(3) 賛助会員 年会費 10,000円
なお、設立当初の平成22年度会費は徴収しない。

附則

この定款は、平成24年4月22日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この定款は、愛知県知事の認証を受けた日（平成24年9月30日）から施行する。

附則

この定款は、平成30年4月22日から施行する。